第四条の六の二第十九項	
法第九条の三の二第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十条第一項第四号及び法第九条の三の二第七項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第十二項第二号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第二号
同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項
金額に	金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に

「

第四条の六の二第十七項	
法第九条の三の二第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項
第十三項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十三項第一号
第四条の六の二第十九項	
法第九条の三の二第六項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第六項
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第十三項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十三項第一号
同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項
金額に	金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に
第四条の六の二第二十項	
法第九条の三の二第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十条第一項第四号及び法第九条の三の二第七項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四条の九第六項	同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項
金額に	金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に

」に、「第四条の六の二第二十項」を「第四条の六の二第二十一項」に、「第四条の六の二第二十二項」に、「第四条の六の二第二十三項」を「第四条の六の二第二十四項」に、「第四条の六の二第二十八項」に、「第四条の六の二第三十項」を「第四条の六の二第三十一項」に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の項中「所得税に」を「国外財産に係る所得税」に、「所得税等に」を「国外財産に係る所得税等」に改め、同条第二項の表租税特別措置法施行令の項中「、法人税法」を「法人税法」に、「、特別措置法」を「特別措置法」に改め、同条第三項第二号中「第六十六条第四項」を「第六十六条第五項」に改める。

附　則

この政令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第十三条第三項第二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十九号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第六条第七項、第六条の二第十二項及び第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に改め、同項第一号中「同条第十項」を「同条第十一項第一号」に改め、同項第二号中「若しくは同項」を「若しくは第一項」に、「、同項」を「、同条第一項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項第一号」に改め、同条第四項中「同条第三十一項及び第三十二項」を「同条第三十四項及び第